

2023 年第 2 回定例会 上程時質疑 報告第 5, 6, 7, 8, 10 号について

生活者ネットワークの木下安子です。通告に従いまして、幾つかの監理団体の報告に対する質疑を行います。

調布市における監理団体活用の考え方によりますと、監理団体というのは、市と共によりよい市民サービスを提供し、市民福祉の向上を目指す市にとって重要なパートナーであり、行政の代行的、補完的な機能を果たしている団体であるとのことでした。

そのような監理団体に対して、市は、市民の税金から補助金や指定管理料などを出資し、指導監理をする立場にあることから、監理団体の取組や市の指導監理の状況について、幾つかの視点から確認をさせていただきたいと思います。

まず、**報告第 5 号 一般財団法人調布市市民サービス公社の経営状況について、報告第 6 号 公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団の経営状況について、報告第 7 号 公益社団法人調布市スポーツ協会の経営状況について及び報告第 10 号 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の経営状況について**、この 4 つの報告に共通するものとして **10 月にスタートするインボイス制度への対応の現状と市が考える適切な対応について**伺います。

昨年第 2 回定例会で共産党の雨宮前議員がこのことについては質疑をされましたけれども、その段階ではまだ各監理団体や委託を受けている事業者の意思が明確になっておりませんでした。

今回の報告書では、登録済みとの記載があるものもありますが、記載がないものもあります。監理団体及びそこにつながる事業者のインボイス制度への対応状況は、現状どのようなになっているのでしょうか。

また、市の対応について、昨年の答弁は、各監理団体において、その特性や取組内容に応じた適切な対応を図られるよう指導監理に努めるというものでした。軽減措置期間が設けられてはいますけれども、監理団体及び関連の事業者の意思もある程度明らかになってきていると思われます。

監理団体が取るべき適切な対応の在り方について、市はどのような考えを持っているのか、より具体的な説明を求めます。

2 つ目は、**報告第 6 号、7 号及び 10 号に共通の質問**です。

昨年 12 月に行われた第三者評価を通して市が課題認識に至った点及びその改善に向け

た展望についてお答えください。

最後に、**報告第8号 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社の経営状況について**、一部、岸本議員の質疑内容とも重なりますが、3点伺います。

これまでも、ゆうあい福祉公社は地域包括ケアシステムの中核として、調布市の高齢者福祉を牽引する立場だとの市の認識が答弁の中で示されてきています。高齢化が進み、ますます発展、深化が望まれる高齢者福祉を牽引する立場のゆうあいには、調査研究開発事業の発展や、先駆的取組の市全域への発信が期待されます。

そこで1点目として、**これまでの取組への評価と今後に向けてどのように監理していくのか**お答えください。

2点目として、**令和5年度は新しい計画策定の年に当たりますが、自主事業で赤字が出ているという点、また、協力会員が年々減少しているという課題をどのように受け止め、どういった体制で計画策定に臨むよう指導監理するのか**御答弁ください。

最後の3点目です。**ヤングケアラー・コーディネーターがゆうあいに配置**をされました。ゆうあい福祉公社は高齢者福祉を担ってきていることから、子ども関連部署や団体との連携はこれから新しく構築するところだと推測をしています。**市としてどのようにサポートしていくのか**お答えください。よろしくお願いいたします。

行政経営部長答弁 ただいま木下安子議員から御質問いただきました。私からは、監理団体におけるインボイス制度への対応状況と市が考える適切な対応について及び第三者評価における課題と今後の展望についてお答えいたします。

初めに、インボイス制度についてです。

本制度においてインボイス発行事業者となるか否かについては、事業実態に合わせて各事業者が判断するものとされており、事業者の任意となっています。

このため、各監理団体の契約の相手方となる事業者についても、それぞれが事業実態に応じてインボイス発行事業者となるかを選択することとなります。

一方、これらの契約の相手方が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である各監理団体は仕入れ税額控除を受けることができなくなり、消費税の負担額が増加することとなります。

これまでの間、各監理団体において契約の相手方のインボイス制度への対応状況を確認したところ、その多くが登録手続完了、または手続中ですが、一部には登録予定のない事業者もいるとのことでありました。

インボイス制度の開始後は、免税事業者など、インボイス発行事業者以外の相手方から行った課税仕入れは、原則として仕入れ税額控除の適用を受けることはできませんが、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除できる経過措置が設けられることとなっています。

こうした状況を踏まえ、各監理団体は、引き続き経費の縮減に取り組む一方で、専門性の高い相手方や高齢者、障害者の就労機会の確保などの観点から相手方事業者の動向を注視することとしています。

今後、市は、指定管理者制度及び監理団体に関する検討会で情報共有の上、それぞれの団体の特性や取組内容に応じた適切な対応が図られるよう引き続き指導監理に努めてまいります。

次に、第三者評価を通して見えた市の対応の課題点と今後の改善に向けた展望についてです。

市は、監理団体のさらなる活性化や成果向上を図る観点から、指定管理者に指定する際の指定期間の拡大を図ることにより、専門性やノウハウのさらなる発揮、人材の確保、育成を通じた組織の強化、サービスの向上など市民に還元できる効果が期待できるものと考えております。

こうした考えの下、令和元年度からは4つの施設について監理団体の指定期間をそれまでの5年間から10年間としました。

現在、指定期間の5年目を迎えており、各団体では、中長期的な視点を持ちながら施設の管理運営や事業に関する経験やノウハウを生かした対応を行う中で、サービス向上や事業の充実のほか、コストの抑制などに取り組んでいるものと認識しています。

あわせて、団体運営における中長期的な視点を持った計画などに基づく取組や人事評価制度の試行的な実施など、組織の活性化につなげる取組も行われております。

指定管理者の取組に関する評価について、市は、昨年度公募によらず監理団体を指定管理者に指定している施設を対象として、指定管理者の取組に関する検証の強化、サービスの向上、施設管理や事業の効率化の促進、さらには、市としての説明責任を果たすことを目的として、第三者評価を実施いたしました。

第三者評価では、複数の有識者の委員から、それぞれの専門的視点で御意見をいただきました。具体的には、基本計画等における関連施策の継続的な推進のほか、ラグビーワールドカップ及び東京2020大会が市内で開催されたことによる経験を踏まえた新たな事業展開、少人数の職場において技術やノウハウの継承等が重要であることから、指定期間の拡大を生かした計画的な人材育成の取組の強化、事業の企画運営や施設管理者としての

経験を生かし、市や地域などとの共同訓練の実施による災害時の協力体制の構築、加えて経費の状況についての積極的な情報開示といった様々な御意見や御指摘をいただきました。

こうした御意見などを踏まえ、指定管理者のみならず、監理団体を指導監理する立場にある市は、引き続き基本計画における考え方を各団体と共有しながら、より効果的、効率的な施設の管理運営や事業の実施によるさらなる市民サービスの向上に向けて、各団体が今回の第三者評価における課題を整理し、事業計画の見直し等につなげていけるよう適切な指導監理に努めてまいります。

以上であります。

福祉健康部参事答弁 私からは、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社に関する御質問についてお答えします。

初めに、調査研究開発事業及び市内全域への発信についてです。

公社には、市内全域を対象とする介護保険サービスや住民参加を基盤としたサービス、認知症サポーター養成講座やケアラー支援事業をはじめとする認知症施策の推進など、調布市の地域包括ケアシステムの中核を担う機関の1つとしての役割が求められています。

公社では、平成30年度から令和5年度を計画期間とする第2次中期計画を策定し、事業を推進してきました。

本計画では、5つの重点プロジェクトの1つに、公社事業の実践から得られる知見を基に、様々な福祉施策への提言に努めることを目指し、調査研究開発の推進を掲げています。

具体的な内容は、利用会員、協力会員、サービス関係団体を対象としたアンケート調査や公社職員からの事業提案の公募など、福祉制度のはざまにあるニーズや表面化されないニーズを掘り起こし、新たなサービスの創出につなげるための実証研究となっています。

本計画期間中の公社事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大きく影響を受けながらも、臨機応変に対応しながら継続できたことを評価しております。

一方で、感染症への対応を優先したため、市内全域への発信や福祉施策への提言にはつながっていないことから、引き続き市と公社で課題を共有しながら事業を継続してまいります。

次に、令和5年度の次期中期計画の策定に向けてです。

公社の事業を継続していくためには、安定した経営体制の維持が不可欠です。市としては、居宅介護支援事業所の運営に改善の余地はありますが、自主事業全体での収支均衡は保たれていることから、健全な法人運営ができているものと捉えています。

また、協力会員の減少については、会員の高齢化に伴う退会は理解できるものの、市内に高齢者の生活支援に取り組む団体が増えつつある状況を踏まえると、創意工夫の余地があると考えています。

令和5年度に次期中期計画を策定するに当たっては、市の監理団体として果たすべき役割を踏まえながら策定を進めます。特に公社の柱である住民参加を基盤としたインフォーマルサービスについては、これまでの取組を総括するとともに、今後の事業展開を検討します。また、自主事業についても、事業の必要性や実施方法について議論を重ねてまいるとのことです。

市としても、公社の自主性、自立性を高める観点を踏まえた指導監理に努めてまいります。

次に、ヤングケアラー支援についてです。

公社は、これまで培ってきたケアラー支援や介護保険事業などの知見とスキルを生かして、効果的なヤングケアラー支援を行うために、ヤングケアラー・コーディネーター事業を受託しました。

公社としては、初めての児童分野との連携事業であることから、コーディネーターが孤立することがないように留意しながら、子ども家庭支援センターすこやかをはじめとする関係機関と共に、丁寧に対応してまいるとのことです。

市としても、教育、福祉、子ども関連分野、民間団体とも連携した重層的な支援体制を構築します。そして、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげられるよう公社のサポートに努めてまいります。

以上でございます。

<まとめ>

まず、インボイス制度についてですけれども、この点で質疑をさせていただいた背景には、監理団体への影響というよりは、監理団体につながるフリーランスや中小事業者への影響、また、その先にある文化芸術や地域経済への影響に対する懸念があります。監理団体活用の考え方の中では、市民雇用や市内事業者への業務発注などを通して、市内経済の発展に寄与している点も監理団体の存在意義として挙げられていますし、障害者や高齢者の就労機会の提供、就労支援も市と連携して進めると書かれています。

そうしたことから、インボイス制度の影響を受ける監理団体との契約先には様々な市民や市内事業者が多数含まれていることが推測されます。そういった中で、御答弁では一部登録予定がない事業者もいるとのことでした。コロナ禍や物価高騰に重ねてインボイス制

度の影響で減収や失職に追い込まれれば、地域経済へのマイナス影響や文化芸術の衰退を招くことも懸念されます。

市は、基本計画の中で、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰の影響を受けた事業者への支援の継続や文化芸術の振興なども掲げていますし、豊かな芸術・文化スポーツ活動を育むまちづくり宣言も行っているわけですので、そのような視点も意識した指導監理をするべきだと考えます。

専門性や高齢者、障害者の就労機会確保の観点からも注視するとの答弁でしたので、経費縮減だけが優先されることがないように幅広い視点からの指導監理を要望いたします。

第三者評価で浮かび上がった課題については様々列挙されましたけれども、市の役割としては、やはり基本計画を中心に理念的なところをしっかりと示すことが重要だと思います。

あと、私が第三者評価を傍聴していて気になった指摘は、御答弁の中でも経費の状況についての積極的な情報開示という文言で認識が示されたところですが、具体的には事業報告の中の収支計算書などの数字がかなりざっくりしていて、1つの項目に億単位の大きな数字が入っているものもあるんですけれども、内訳が分からないというものです。

市民が納めた税金が補助金、指定管理料として支出されているわけですし、その額は決して小さくないわけですので、報告書はもう少し詳細が分かるフォーマットを市のほうから示すべきではないでしょうか。

市と監理団体の間では、予算立ての段階などで詳細にわたるやり取りや経費縮減に向けた努力がされていることと思いますけれども、市民への情報開示については、やはり競争原理が働かない分、透明性をもっと意識したものとなるよう要望いたします。

一方で、監理団体活用の考え方をこれまでも何度も改訂し、改善を重ねてきていることは理解をしておりますし、各監理団体が多種多様な事業を展開されていること、災害協定の中身についても議論が進められていることや、人事評価制度の導入といった工夫も市のほうからの働きかけで進められていることなど評価をしております。

今後も第三者評価の機会をぜひさらなる改善に生かしていただきますようお願いいたします。

最後に、ゆうあいにつきましては、市のほうでも課題認識を持って指導監理に当たっていることが確認できました。調査研究開発事業や、市内全域への発信などには、コロナ対応の影響もあったとの御答弁でした。

まだ現場ではコロナ対応が継続されていると思いますけれども、ぜひ地域包括ケアシス

テムの中核としてのこれらの取組が中期計画策定や、その後の施策展開に生かされるように、そしてその中で居宅介護支援事業所の新しい運営の在り方や、新しい協力会員層の開拓への道筋も見つけられるよう指導監理を求めます。

そういった意味では、調査研究開発事業費というのが予算段階で5万5,000円ぐらいしかありませんので、非常に内容的に慎ましいなという印象を受けております。ぜひこの辺りもしっかりと予算要望の段階から声が上がるような機運がゆうあいさんの中で起きるようにと願っております。

ヤングケアラー・コーディネーターの配置につきましては、地域包括ケアシステムというものが本来は高齢者に限らず地域を包括的にケアするべきものであるという視点からも評価をしております。

一方で、介護現場の職員がその現場でヤングケアラーの存在に気づいてこそコーディネーターの存在意義が発揮されますので、ゆうあい全体の中でヤングケアラーの問題をしっかりと共有していただき、この取組を通して調布市の地域包括ケアシステムが本当の意味で地域を丸ごとケアする、そういったものへと発展する足がかりとなるよう期待をしております。

以上で私からの質疑とさせていただきます。ありがとうございました。